

国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 宿 舎 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この規程は、国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）が、第 3 条に規定する教職員に貸与する宿舍の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、教職員の職務の能率的な遂行を確保し、もって本学の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。 (中 略) (定義) 第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 教職員 本学の役員及び国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成 16 年達示第 70 号。以下「就業規則」という。）の適用を受ける者をいう。 (2) 宿舍 教職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため本学が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。 (中 略) (一般宿舍) 第 8 条 一般宿舍は、次に掲げる場合において、教職員（<u>就業規則第 2 条第 4 項に掲げる教職員を除く。</u>）のために予算の範囲内で設置し、貸与することができる。 (1) 教職員の職務に関連して本学の事務又	第 1 章 総則 (目的) 第 1 条 この規程は、国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）が、第 3 条に規定する教職員等に貸与する宿舍の設置並びに維持及び管理に関する基本的事項を定めてその適正化を図ることにより、教職員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって本学の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする。 (定義) 第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 教職員等 本学の役員及び国立大学法人京都大学教職員就業規則（平成 16 年達示第 70 号。以下「就業規則」という。）<u>その他の本学の就業規則（国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則（平成 17 年達示第 37 号）及び国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成 17 年達示第 38 号）を除く。</u>）の適用を受ける者をいう。 (2) 宿舍 教職員等及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため本学が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。 (一般宿舍) 第 8 条 一般宿舍は、次に掲げる場合において、教職員等のために予算の範囲内で設置し、貸与することができる。 (1) 教職員等の職務に関連して本学の事務

は事業の運営に必要と認められる場合 (2) 教職員の在勤地における住宅不足により本学の事務又は事業の運営に支障を来たすおそれがあると認められる場合 2 (略) (看護師宿舎) 第9条 看護師宿舎は、医学部附属病院に勤務する看護師（就業規則第2条第4項に掲げる教職員を除く。）のために予算の範囲内で設置し、貸与することができる。 2 (略) (中 略) (宿舎の明渡し等) 第16条 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合においては、その者（その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者）は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、財務担当理事の承認を受けて、その該当することとなった日から6月の範囲内において財務担当理事の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。 (1) 教職員でなくなったとき (2) 死亡したとき (3) 配置換、併任、出向、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき (4) 当該宿舎について、本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき (5) 本学において、当該宿舎につき建替等をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき 2～4 (略) (後 略)	又は事業の運営に必要と認められる場合 (2) 教職員等の在勤地における住宅不足により本学の事務又は事業の運営に支障を来たすおそれがあると認められる場合 2 (同 左) (看護師宿舎) 第9条 看護師宿舎は、医学部附属病院に勤務する看護師（就業規則第2条第4項第3号に規定する教職員を除く。）のために予算の範囲内で設置し、貸与することができる。 2 (同 左) (宿舎の明渡し等) 第16条 宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合においては、その者（その者が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時においてその者と同居していた者）は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、財務担当理事の承認を受けて、その該当することとなった日から6月の範囲内において財務担当理事の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。 (1) 教職員等でなくなったとき (2) } (3) } (4) } (同 左) (5) } 2～4 }
---	--

	附 則（令和 8 年達示第 9 0 号） この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
--	--